

最高裁秘書第254号

令和3年2月4日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、当庁がした司法行政文書の一部不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、下記3のとおり一部是正すべきと判断しましたので、通知します。

なお、是正後の開示の実施に関する事項は、別途通知します。

記

1 苦情の申出の内容

- (1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

刑事事実認定ガイドの最新版

- (2) 苦情の申出がされた日

令和元年5月14日付け（同月16日受付）

2 答申番号

令和2年度（最情）答申第35号

3 判断及びその理由

原判断において不開示とした部分のうち別紙記載の各部分を除く部分は、行政機関情報公開法第5条第1号又は第6号に規定する不開示情報に相当するから、同部分を不開示とした原判断は相当である。

原判断において不開示とした部分のうち別紙記載の各部分については、事実認

定の教材で通常用いられる用語や概念等の一般的・概括的な解説及び図にとどまることから、当該部分はこれを公にしても個人の権利利益を害するおそれや修習事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生じるものではないと判断したので、開示することとした。

担当課 秘書課（文書室） 電話 03（3264）5652（直通）

別紙

第1章本編

1 ページ	はじめに 本文（参照箇所を示す部分を除く。）
2 ページ	①ステップ 1 標題
	②ステップ 1 Q 1 問題（参照箇所を示す部分を除く。）
	③ステップ 1 本文及び図
	④ステップ 2 標題
	⑤ステップ 2 Q 3 問題（参照箇所を示す部分を除く。）
	⑥ステップ 2 本文
3 ページ	①ステップ 2 Q 4 問題（参照箇所を示す部分を除く。）
	②ステップ 2 Q 5 問題（参照箇所を示す部分を除く。）
	③ステップ 2 本文及び図
4 ページ	ステップ 2 本文及び図（参照箇所を示す部分を除く。）
5 ページ	①ステップ 2 Q 6 問題（参照箇所を示す部分を除く。）
	②ステップ 2 本文及び図
6 ページ	①ステップ 2 本文及び図
	②ステップ 2 Q 7 問題（参照箇所を示す部分を除く。）
7 ページ	ステップ 2 本文
11 ページ	ステップ 5 図

第2章

目次	①第2の1 標題
	②第2の1 (1) 標題
	③第2の1 (2) 標題
	④第2の3 標題
	⑤第3の1 標題

	⑥第3の2 標題
1ページ	第1の2 本文2行目中28文字目から35文字目まで
2ページ	①第1の2 本文1行目から9行目まで
	②第1の2 図1
5ページ	①第2の1 標題
	②第2の1(1) 標題
	③第2の1(1) 本文1行目から17行目中32文字目まで
	④第2の1(1) 図2
	⑤第2の1(2) 標題
	⑥第2の1(2) 本文1行目から3行目まで
6ページ	①第2の1(2) 本文1行目及び2行目
	②第2の1(2) 図3及び図4
7ページ	第2の2 図5
9ページ	①第2の3 標題
	②第2の3 本文3行目から9行目まで、13行目及び14行目
	③第2の3 図6
10ページ	①第2の3 図7及び図8
	②第2の3 本文10行目及び11行目
11ページ	①第3の1 標題
	②第3の1 本文1行目から5行目まで
12ページ	①第3の1 図9
	②第3の1 本文1行目から4行目まで及び5行目中29文字目から9行目まで
13ページ	①第3の2 標題

	②第3の2 本文1行目から13行目まで
	③第3の2 図10
16ページ	第4の1 (1) 図11及び図12
25ページ	第5の2 (2) 図13